

民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

今般、上記を踏まえ、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の一部改正を行ったところです。改正法による改正事項のうち、請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等及び監理技術者等の専任義務の合理化等の事項については、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 6 年政令第 365 号）により、本日令和 6 年 12 月 13 日から施行されることとされました。

今般、これらの事項の運用の詳細等について、関係政省令や各ガイドライン等により下記のとおり定めたため通知します。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、適切な対応を図られますようお願いいたします。特に、建設工事の受発注者はパートナーの関係にあるという基本認識の下、その相互のコミュニケーションを促すために、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知など、契約変更協議の円滑化に関する措置を設けたところであり、その実効性の確保のためにも、発注者のご理解と適切な対応をお願いいたします。

また、貴団体傘下の事業者等に対しても、その旨周知をお願いいたします。

記

一 建設業法の一部改正関係

(1) 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第 19 条第 1 項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、「価格等^{※1}の変動又は変更^{※2}に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」を書面に記載しなければならないこととされた。

※1 物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。

※2 「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

当該定めの内容としては、「（注文者及び受注者が）協議して定める」とするほか、例えば、注文者及び受注者双方の合意の下、「（注文者及び受注者が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられ、その旨「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（以下「建設業法令遵守ガイドライン」という。）で明確化した。

一方で、当該定めの内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、本項に違反するため、上記同様にその旨建設業法令遵守ガイドラインで明確化した。

(2) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第 20 条の 2 関係）

(i) 建設業者からのおそれ情報の通知

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下「根拠情報」という。）と併せて通知しなければならないこととされた。

そこで、上記事象が発生するおそれがある旨の情報（以下「おそれ情報」という。）については、建設業法第 19 条第 1 項第 7 号又は第 8 号における定めによる協議の対象になる事象のうち、受注予定者の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関す

る情報であり、注文者に契約前に通知することで注文者に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化することとなる内容であるべきであることから、同法第 20 条の 2 第 2 項の委任を受けた建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 14 第 2 項において、以下のとおり定めることとした。

- ①主要※³な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

※3 「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

また、根拠情報としては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、

- ・メディア記事
- ・資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料

上記を準備することが困難である場合には、

- ・下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料

等に裏付けられたものを用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き注文者が真偽を確認することが困難である情報は除かれる旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

なお、規則第 13 条の 15 に基づき、これらの情報を通知する際には書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うものとするとともに、建設業法令遵守ガイドラインで定めるとおり、注文者も当該情報を確認したということを記録するために、注文者及び受注者双方が見積書と共に当該情報を記載した書面又はメール等を保存しておくことが望ましいものとした。

<公共工事における通知の方法とその取り扱いについて>

建設業法令遵守ガイドラインで補足するとおり、公共工事においては、おそれ情報は落札者決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に通知すべきものとする事とした。

なお、公共工事において、当該情報は参考とする情報として取り扱われるものである。すなわち、入札自体は発注者が示す条件に沿って行われるものであるため、当該情報が予定価格を含む入札の条件や請負代金を含む契約

(変更契約を含む。)の内容に影響を与えるものではないことに留意が必要である。また、当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であることに留意が必要である。

(ii) 通知された事象の発生による契約変更協議

おそれ情報の通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされたところである。

すなわち、受注者から申し出られた契約の変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について注文者及び受注者の間で十分に協議を行うため、注文者はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について受注者に説明する必要がある。したがって、受注者から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に受注者の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に注文者の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める同条第4項の趣旨に反するものである旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

(iii) その他の場合における契約変更協議

(i)の通知をしていない場合においても、受注者から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があったときは、工期や請負代金の額の変更について、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、通知していた場合に準じて誠実に対応する必要がある。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後

に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、あらかじめ発注者にその旨を通知しておくことが望ましい旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

＜公共工事における契約変更の取り扱いについて＞

公共工事においては、設計図書と工事施工環境の乖離等について疑念があればあらかじめ「仕様書等に対する質問書」等の質問の機会において発注者に対し質問しておき、契約後は、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものである。このため、公共工事の発注者は、当該質問の機会を設けることとともに、適切に設計変更等の協議をすべきである。

また、公共工事においては、改正法による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 13 条第 2 項により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号。以下「入契法施行規則」という。）第 1 条に規定する事象が発生した場合に受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、その公共工事を発注した各省各庁の長等は誠実に協議に応じなければならないとされている。これらの協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であり、建設業法及び入契法の趣旨も踏まえて当該請負契約等に基づく対応を適切に行うことをもって、誠実な協議とされるものである。

（３）労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第 25 条の 27 第 2 項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

（４）情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第 25 条の 28 関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

当該指針は、とりわけ、大規模工事を担い多数の下請業者との取引を伴う特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事における工事受注者を主な対象として、元請・下請間の書類等のやり取りの合理化、ＣＣＵＳや建退共電子申請方式の積極的活用、電子契約等の積極的活用といったいわゆるバックオフィスに関するＩＣＴ活用に関して講ずべき措置や、ドローンやウェアラブルカメラといったＩＣＴについて、建設現場において効果的に活用するにあたり留意すべきポイント等について記載するものである。

他方、建設業のＩＣＴ化のためには、受注者のみならず、発注者・工事監理者・設計者等、工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠であり、これらの者においても、本指針を参考に、ＩＣＴ活用に係る環境整備等の一層の推進を図るべきであるとされた。

更に、公共発注者については、電子入札やＡＳＰの活用、書類の簡素化に係る取組について一層取り組むこととされた。特に、ＡＳＰについては、ＡＳＰを導入しているにもかかわらず不要に紙資料の併用を求めることは、メリットを低減させるだけでなく、かえって負担を増加させることとなるため、行わないよう留意すべきであること、ＡＳＰを導入した場合でも、「ワンデールレスポンス」の確実な実施を併せて行うことなどが記載された。

そして、民間発注者については、ＩＣＴ活用の重要性を理解し、本指針の趣旨を踏まえ、公共発注者と同様取組を進めることが重要であるとされた。

（５） 監理技術者等の専任義務の合理化（第 26 条第 3 項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない数の工事現場の間に限り、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた。

これに関し、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがない工事現場の数については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 29 条において 2 としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 28 条において 1 億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては 2 億円）とすることとした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 について以下のとおりとすることとした。

- ①建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法等の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号ロ）

- (1) 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現

場の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場から当該工事現場におおむね二時間以内に到着できるものであること。

- (2) (1)の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3以下であること。
 - (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
 - (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。
 - (5) 建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）
 - ・ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ・ (1)の主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ・ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの法定外労働時間の見込み及び当該労働時間の実績
 - ・ 当該建設工事に係る次の事項
 - － 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - － 建設工事の内容
 - － 当該建設工事の請負代金の額
 - － (1)の移動時間
 - － (2)の下請次数
 - － (3)の者の氏名及び所属、実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - － (4)の措置
 - － ②の情報通信機器
- ②監理技術者等が各工事現場におけるその職務を情報通信技術の利用により行うため必要となる措置（第26条第3項第1号ハ）
- ①(1)の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

なお、①(4)の情報通信技術（CCUS等）や②の情報通信機器（スマートフォン等）等の具体的な運用にあたっての詳細や留意事項について、「監理技術者制度運用マニュアル」において規定することとした。

(6) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第 26 条の 5 関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事（当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事に限る。）について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等^{※4}が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない工事現場との間に限り、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた。

※4 建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

これに関し、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがない工事現場の数については、令第 34 条において 1 としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 33 条において 1 億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては 2 億円）とした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の 5 及び第 17 条の 6 において以下のとおりとした。

- ①当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（第 26 条の 5 第 3 号）
- (1) 同一の営業所技術者又は特定営業所技術者を設置する営業所と建設工事の工事現場との距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該営業所が、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合におおむね二時間以内に到着できるものであること。
 - (2) (1)の営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が 3 以下であること。
 - (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
 - (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じていること。
 - (5) 工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）

- ・当該建設業者の名称及び所在地
- ・(1)の営業所技術者等の氏名及びこれらの者が置かれている営業所の名称
- ・(1)の営業所技術者等の1日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
- ・当該建設工事に係る次の事項
 - 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - 建設工事の内容
 - 当該建設工事の請負代金の額
 - (1)の移動時間
 - (2)の下請次数
 - (3)の者の氏名及び実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - (4)の措置
 - ②の情報通信機器

②営業所技術者等が営業所職務等を情報通信技術を利用して行うため必要となる措置（第26条の5第4号）

①(1)の営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

（7）国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、（2）の規定による通知又は協議の状況、（3）に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

これに関し、調査すべき事項として、規則第28条の2において以下のとおり定めることとした。

- ① 建設工事の請負契約の締結及び履行の状況^{※5}
- ② 建設業法第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況
- ③ 建設業法第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況

※5 ①については既に令和6年9月1日施行の規則において規定済み。

二 その他（改正法施行関係以外）

（1）建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和7年2月1日施行）

下記の規定に定める金額について、令和4年度以降の建設工事費の高騰

に伴い、それぞれ以下のとおり見直すこととした。

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 (建設業法第3条第1項第2号、令第2条)	4,500 万 (7,000 万円※ ⁶)	5,000 万円 (8,000 万円※ ⁶)
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 (建設業法第24条の8第1項、令第7条の4)	4,500 万円 (7,000 万円※ ⁷)	5,000 万円 (8,000 万円※ ⁷)
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限 (建設業法第26条第3項、令第27条第1項)	4,000 万円 (8,000 万円※ ⁷)	4,500 万円 (9,000 万円※ ⁷)
特定専門工事※ ⁸ の対象となる建設工事の下請代金額の上限 (建設業法第26条の3第2項、令第30条第2項)	4,000 万円	4,500 万円

※6 建築工事業の場合

※7 建築一式工事の場合

※8 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

(2)「一」に掲げる以外の建設業法令遵守ガイドラインにおける主な改正内容について

建設業法第19条の5に規定される「著しく短い工期の禁止」の判断基準について、時間外労働規制に抵触する工期とした場合は建設業法上違反となり、また、「工期に関する基準」に照らして不適正に短く設定された工期とした場合は建設業法上違反となるおそれがある行為であるとして事例を追加することとした。

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（官報）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 公共工事における建設業法第 20 条の 2 第 2 項による通知の参考様式
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -（本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）
- 人員の配置を示す計画書（参考様式）（規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号、第 17 条の 5 第 1 項第 5 号関係）

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年	1,954時間/年

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年） 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（内

[H9] 685万人（10.4%）⇒[R4] 479万人（7.1%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

労務費確保のイメージ

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 **今回施行①**
→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

標準労務費の勧告

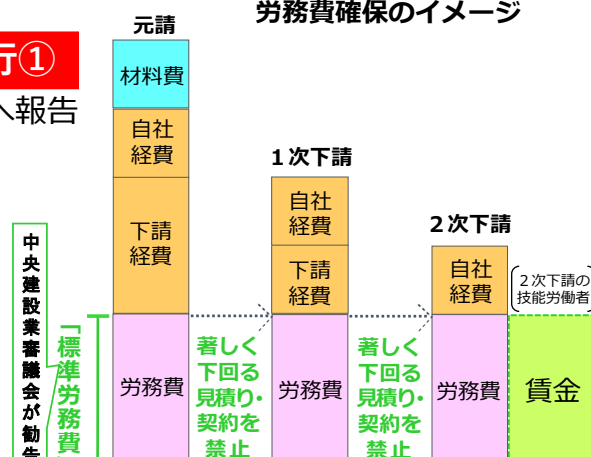
- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

適正な労務費等の確保と行き渡り

- 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

今回施行②

契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

長時間労働の抑制

- 工期ダンピング対策を強化

(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

ICTを活用した生産性の向上 **今回施行③**

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

- 国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（KPI）・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十六号

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十条第一項第二号、第二十四条の八第一項、第二十六条第三項、第二十六条の三第二項、第二十六条の五第一項第二号及び第二項、第二十七条の十六第一項並びに第四十四条の二並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建設業法施行令の一部改正）

第一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第七条の四中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第二十七条第一項中「四千万円」を「四千五百万円」に、「八千万円」を「九千万円」に改める。

第五十一条を第五十四条とし、第四十六条から第五十条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十五条中「第三十四条第一項に規定するもの」を「によりその権限に属させられた事項」に、「基づき」を「より」に改め、同条を第四十八条とし、第四十四条を第四十七条とし、第四十条から第四十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十九条第一項ただし書中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、同項の表建設機械施工管理の項中「一万四千七百円」を「一万九千七百円」に、「三万八千七百円」を「五万七千三百円」に、「二万七千円」を「四万八千円」に改め、同表土木施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千元」に、「五千二百五十円」を「六千元」に改め、同表建築施工管理の項中「一万八千円」を「一万二千三百円」に、「五千四百円」を「六千五百円」に改め、同表電気工事施工管理の項中「一万三千二百円」を「一万五千八百円」に、「六千六百円」を「七千九百円」に改め、同表管工事施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千七百円」に、「五千二百五十円」を「六千三百五十円」に改め、同表電気通信工事施工管理の項中「一万三千円」を「一万四千三百円」に、「六千五百円」を「七千五百五十円」に改め、同表造園施工管理の項中「一万四千四百円」を「一万七千二百円」に、「七千二百円」を「八千六百円」に改め、同条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第二項中「第三十四条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第三十四条を第三十七条とする。

第三十三条中「第二十六条の十九」を「第二十六条の二十」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第三十一条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第二十六条の五第一項第二号の金額)

第三十三条 法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合には、二億円とする。

(営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数)

第三十四条 法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

第三十条第二項中「四千万円」を「四千五百万円」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の見出し中「特例監理技術者」を「主任技術者又は監理技術者」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条中「第二十六条第三項ただし書」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

(法第二十六条第三項第一号イの金額)

第二十八条 法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合には、二億円とする。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項の表公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十三条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項の項中「第十六条、第十七条第一項及び第二項」を「第十七条、第十八条第一項及び第二項」に、「第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三條第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中建設業法施行令第四十五条の改正規定 公布の日

二 第一条中建設業法施行令第三十九条第一項の表の改正規定 令和七年一月一日

三 第一条中建設業法施行令第二条の改正規定、同令第七条の四の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定及び同令第三十条第二項の改正規定 令和七年二月一日

2 (経過措置)
前項第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣 阿部 俊子
国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

(別記様式)

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

所在地
名称
代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(別記様式)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。